

参考資料4

有害危険物質に関するMARPOL 73/78条約附属書II、IBCコード、BCHコードの物質のリストの改正の適用のためのガイドライン

1. 一般

1. 1 このガイドラインは、MARPOL 73/78条約附属書IIの付録II及びIII、IBCコードの17章及び18章、BCHコードのVI章及びVII章に規定された物質のリスト、物質の名前の追加及び削除、及び現存物質の汚染分類又は船型要件の変更の改正に適用する。
1. 2 MARPOL 73/78条約附属書IIの第2規則(7)は、当該附属書及びIBCコード、BCHコードの改正が、特定の物質の運送要件の格上げにより、構造、設備、取付物の変更を伴う場合において、主管庁は、その改正を直ちに実施することが不合理又は実行不可能であると認めるときは、当該改正をその効力発生前に建造された船舶について適用することを一定の期間変更し又は延期することができることと規定している。このような緩和は、機関により作成されたガイドラインを考慮して、各々の物質に関して決定されなければならない。このガイドラインは、この規則の統一的な適用を確保するために作成されたものである。
1. 3 物質のリストの改正提案の準備及び回章に関して、IBCコード及びBCHCodeの将来的な改正に対してこのガイドラインの paragraph 1 から 4 は適用される。

2. 定義

このガイドラインの目的のため、次の定義が適用される。

2. 1 新船とは、関連する改正が効力を発生する日以後にキールが据え付けられる船舶又は次の建造段階の船舶をいう。当該建造段階とは、
 - . 1 特定の船舶と確認しうる建造を開始した段階、かつ
 - . 2 当該特定の船舶について、50トン又は全建造材料見積もり重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた段階である。
2. 2 建造の日に関わらず、関連する改正の発効の日以降にケミカルタンカーに改造される船舶は、そのような改造が開始された日に建造されたケミカルタンカーとして取り扱われる。このような改造は、MARPOL 73/78条約附属書II第1規則(12)に規定する船舶の改造には適用されない。

2. 3 現存船は、パラグラフ2. 1に規定する新船以外の船舶をいう。
2. 4 専用船(Dedicated ship)とは、次の貨物運送のために建造又は改造され、及び特別に装備され、認証された船舶をいう。
- . 1 もっぱら一の名前の製品、又は
 - . 2 一のタンク又はタンクのグループに各々限定された数の製品。そのようなタンク又はタンクのグループは、一つの名前の製品又は貨物の変更によるタンク洗浄が要求されない互換性のある製品を運送することが認証されなければならない。
2. 5 内航運送とは、他の締約国の領海に入域することなく、船舶が旗国とする国の港又は係留施設の間みの運送をいう。
2. 6 国際運送とは、パラグラフ2. 5に規定する内航運送でない運送をいう。
2. 7 船舶の構造とは、船型要件に適合するため必要な船殻を完全にするために基本的な大規模な構造要素のこのみをいう。このようなものとしては、二重底、縦強度隔壁及び横強度隔壁のようなものをいう。水面下排出口、ストリップング装置、高レベル警報、測深管のような配管装置、取付物及び設備は船舶の構造に含まれない。
2. 8 新物質とは、過去は、ばら積みで運送されていなかった物質をいう。MARPOL 73/78条約附属書II、IBCコード又はBCHコードに含まれていない物質であって、ばら積みで運送されるものは、現存物質として取り扱われる。ただし、MARPOL 73/78条約附属書II第3規則(4)の下で事前に査定された物質又はMARPOL 73/78条約附属書Iの規定に従って運送されないことを条件とする。
2. 9 現存物質とは、新物質でない物質をいう。

3. 新船及び現存船の改正の適用

3. 1 新物質を伴い、かつ現存物質の要件の格下げをもたらすようなすべての改正は、改正の発効日から新船及び現存船に適用されなければならない。

3. 2 現存物質の格上げの改正

新船

3. 2. 1 すべての改正は、改正の発効日から新船に適用されなければならない。

現存船

3. 2. 2 作業上の要件だけを含んだ改正は、改正の発効日から現存船に適用されなければならない。
3. 2. 3 現存船の構造、設備、取付物の変更を伴う場合において、主管庁は、現存船の構造、設備、取付物の変更を伴う改正を直ちに実施することが不合理又は実行不可能であると認めるときは、当該改正の適用を一定の期間変更し又は延期することができる。このような緩和は、各々の物質に関し、運送する貨物の量、専用船が含まれるか否か、船舶の種類や先例、運送の種類(例えば、内航運送か国際運送か)などを考慮して決定されなければならない。

らない。

3. 2. 4. このような緩和を認める差異、次の指針が適用されなければならない。

. 1 船舶の構造に影響する改正の場合

. 1. 1 内航運送に従事している現存船は、改正の発効日以後10年を超えない特定の日以降は、改正された船型要件に従わなければならない。

. 1. 2 特定の国際航海の航海に従事する現存船であって、主管庁が決定するものは、改正の発効日以後10年を超えないものであって一定の期間が終了する日以降は、改正された船型要件に従わなければならない。ただし、次のことを条件とする。

1. 2. 1 このような緩和が関係する締約国の政府間で合意されていること

1. 2. 2 有効な液体薬品ばら積み船証書に、特定の航海に従事していることが有効に裏書きされていること。

1. 3 上述以外の国際運送に従事する現存船は、改正の発効日から改正された船型要件に従わなければならない。

. 2 設備と取付物に影響する改正の場合

2. 1 もし改正が水面下排出口の規則を要求する場合は、改正の発効日に引き続く2年を超えない前に排出口が備え付けられなければならない。

2. 2 もし、改正が有効なストリップングシステムを要求する場合は、

2. 2. 1 改正の発効日に引き続く2年の期間が終了するまで又は1994年10月2日以降までには、船舶は適切にMARPOL 73/78条約附属書IIの5A(2)(b)又は5A(4)(b)規則の要件に従わなければならない。

2. 2. 2 それ以降は、適用のある5A規則に従って有効なストリップングシステムが備え付けられなければならない。

2. 3 水面下の排出水の排出の要件は、水面下排出口が設置されるまでは適用されない。

3. 2. 5 一般規則のとおり、3. 2. 4. 1の緩和は現存の専用船にのみ適用する。しかしながら、例外的な場合では、現存の専用船への改正の適用が、大容量の貨物の積載のような明確かつ受け入れ可能な理由により非常な困難を引き起こす場合には、適用を一定の期間遅らせることができる。

3. 2. 6 国際液体薬品ばら積み船証書は、緩和が認められていることを記載しつつ主管庁により裏書される。

3. 2. 7 改正の適用の緩和を認める主管庁は、船舶又は関係する船舶の詳細、積載する貨物、船舶が従事している貿易及び緩和の正当性を与える報告を機関に提出しなければならない。

3. 2. 8 締約国は、そのような緩和を認めないことを機関に通報することができる。

3. 2. 9 3. 2. 8及び3. 2. 9の下で行われる通報は、他の締約国に回章しなければならない。